

障がい児・者を取り巻く現状の課題と 令和4年度の重点取組について

- 1 地域生活支援拠点等の評価及び取組方針について ……p. 2
- 2 地域課題の解消に向けた取組について ……p. 4
- 3 令和4年度の重点取組について ……p. 5
- 4 令和4年4月からの地域自立支援協議会の組織体制について ……p. 7

福祉保健部 福祉課

1 地域生活支援拠点等の評価及び取組方針について

自立支援協議会における決定事項と進捗状況について(振り返り)

【決定事項(R元年度第2回三条市地域自立支援協議会)】

- ・計画推進部会が地域生活支援拠点等の運営機能を持つこと
- ・評価表を定め、部会員に評価してもらうこと
- ・R3年度以降は障がい者計画等に合わせ、拠点機能も3年を1クールとし、PDCAサイクルで運営すること

【進捗状況】

年度	日付	会議名	内容
R2年度	R2.11.13	第2回計画推進部会	部会員による評価を実施
	R3.1.14	第10回事務局会議	部会員の評価について、相談員に確認
R3年度	R4.3.3	第11回事務局会議	令和3～5年度の取組方針(案)の内容について検討
	R4.3.14	第6回計画推進部会	令和3～5年度の取組方針(案)について提案

評価結果を踏まえたR3年度～令和5年度の取組方針

機能	評価項目	評価	優先度 緊急度	取組方針
相談	1 ワンストップ対応に向けた関係機関との連携体制の構築	○	1	・重層的支援体制の構築 ・包括ケア総合推進センターと協力し、医療機関との連携強化
	2 緊急時の相談体制	○	0	現状維持(時間内は各相談支援事業所に対応し、時間外は市が対応。必要に応じて相談員に連絡)
	3 地域移行や地域定着の促進	△	1	現状や課題を把握し、促進に向けた対応策を検討
	4 高齢の障がい者の介護保険制度への移行	△	1	・65歳以上で移行できていない方の状況を把握し、個別に検討 ・円滑に移行できるように、包括等と連携
	5 成年後見制度の活用促進にかかる援助	△	3	・相談員のスキル向上に向けた取組の実施(OJTや研修会) ・候補者の確保(※中核機関を中心に) ・虐待の早期発見・早期対応に向けた関係機関間の連携強化

緊急時の受入れ・対応	6	「緊急時」の定義付け、対応	○	0	現状維持(定義及び対応方法について、決定済)
	7	事前登録の仕組み	○	0	現状維持(事前登録制度を整備)
	8	緊急受入を行った後のサービスの検討	○	0	現状維持(相談支援専門員中心とした検証)
	9	障がい特性に応じた受入事業所の決定	○	0	現状維持(障がい特性に応じて受入事業所を決定)
	10	重度障がい児・者を含めた受入体制の確保	△	3	医療機関等と連携し、医療的ケア児・者の緊急時の受入れ体制を確保
	11	共生型サービスの活用も含めた体制整備	△	1	共生型サービスが開所する都度、随時説明及び協力を要請
	12	体験利用の促進	△	1	緊急受入の登録者で体験が済んでいない方を把握し、期限を決めて体験利用を実施
体験の機会・場	13	サテライト型住宅の活用	△	1	サテライト型住宅の利用状況を把握し、更なる活用に向けた改善策等を検討
	14	グループホームの体験の機会・場の確保	○	0	現状維持(障がい特性に応じたGHの事業所を確保)

※評価基準：実施している＝○、実施しているが不十分＝△、実施していない＝×

※優先度・緊急度：0継続<1(優先度)普通<2(優先度)高い<3 緊急

※緊急度・優先度が高い項目から取り組むこととする。

2 地域課題の解消に向けた取組について

地域課題 区分		取組方針
地域資源 (受け皿など)	各種障がいへの対応	事務局会議にてニーズ把握及び取組の検討 その後、部会にて取組について整理及び検討 ※1スケジュールは下記参照
	入所該当区分以外への対応	
	障がい児から者サービスへの移行	
	障がい児への対応	
	下田地域における対応	
	サービス利用等に係る課題	
支援スキル	本人の障がい受容	事務局会議にて相談員の現状や要望等を把握 それを踏まえて、基幹を中心に研修等を実施
	家族支援	
	サービス等の利用拒否	
	家族との関係構築	
制度・仕組み	虐待対応	フローチャートを再検討し、速やかに対応できる体制を整備
	成年後見制度の利用促進	中核機関に対し、後見人不足の改善に向けた早急な対応を強く要求 また、緊急度に応じて市長申立ての実施
支援に係る 連携体制	医療機関	障がい者の医療に関する課題の整理を行い、取組を検討
	生活困窮者自立支援機関	重層的支援体制による圏域毎のチーム支援の振り返りを行い、各支援機関の 所掌範囲や役割の再整理
	地域包括支援センター	
	学校	子ども・若者総合サポートシステムにおいて特別支援学校等と関係機関との連携 促進
	地域	条例策定の取組の中で、地域の障がい理解の促進 ※2スケジュールは下記参照
	その他	身寄りのない方、親族の支援が受けられない方への対応を整理

<スケジュール>

	R4.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月
※1	ニーズ調査 (事務局会議)			取組の検討 (部会)				全体会				
※2				1回目 (部会)			2回目 (部会)	全体会				全体会

3 令和4年度の重点取組について(①成年後見制度の利用促進)

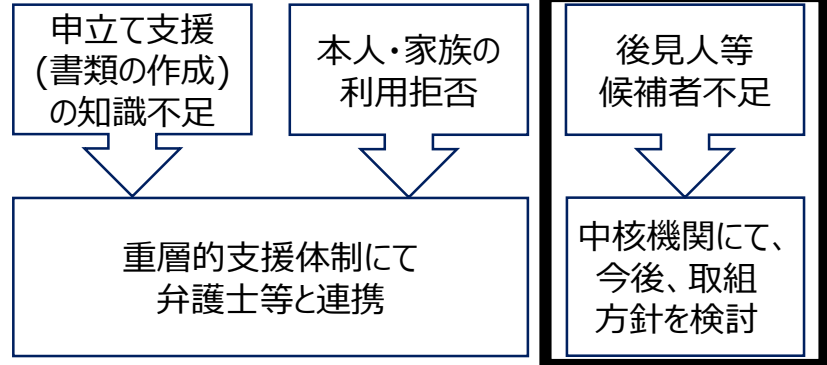
<ニーズ>

R3.5月時点

	既に制度を利用している方	今後制度利用が必要な方(見込み)
ハート	32	33
つなぐ	12	23
青空	8	12
社協	9	10
合計	61	78

家族の高齢化や障がい者の単身化に伴い、成年後見制度の利用は、**今後増加していくことが見込まれる。**

<申立て過程における課題>



後見人等候補者不足により、**後見等が必要なケースの受任調整に支障が生じ始めている。**

後見人等候補者不足の問題について、解消に向けた早急な対応が必要

参考：R3年度第2回三条市包括ケア推進会議認知症総合支援・権利擁護検討部会 資料一部抜粋

(1)後見人の確保策の検討

【検討の方向性】

想定される次の対応策を中心に他市の事例等を参考にするなど検討を行い、三条市の取組方針を見いだす。

- ・市民後見人の育成
- ・社会福祉協議会の法人後見の拡充等
- ・法人後見の担い手の発掘
- ・中核機関に受任調整機能を付加

認知症総合支援・権利擁護検討部会に対し、上記の後見人の確保策について、**具体的な取組内容、実施スケジュール、数値目標等を提示してもらうよう、地域自立支援協議会として強く働きかけていく。**

3 令和4年度の重点取組について(②医療機関等との連携)

〔地域生活支援拠点等の整備〕

介護者の緊急時における受入体制

<現状>

障がい者の緊急時の受入体制を整備

受入体制	<p>障がい特性に応じて受入事業所を決定</p> <p>身体・・・心和園 知的・・・いからしの里、アトム 精神・・・いからしの里、アトム 難病・・・心和園、アトム ※重度な医療的ケア者の受入れは困難</p>
応援体制	<p>事業所間での職員の応援に関する協定を締結</p> <p>【受入事業所】 【後方支援事業所】</p> <p>アトム ← (福)青空福祉会、(福)ひめさゆり いからしの里 ← 心和園 心和園 ← いからしの里</p>

<課題>

- ・医療的ケア児・者について、本人ではなく**介護者等の急病により居宅で介護できなくなった場合の受入れ・対応体制が不十分(気管切開、経管栄養等)**

<対応策及びスケジュール>

R4.4 ～6月	事務局会議にて 現状を把握 ・医療的ケアが必要な障がい児・者数 ・現在の緊急時の対処方法 等
7月	部会において、 取組方針を検討

〔地域課題〕

日常生活における対応

<現状>

(地域課題を再掲)

- ・施設入所の方で食事が摂れず、主治医に受診を依頼したが定期受診まで待つように指示が出た。すぐに医療につながらないため、不安を覚えた。
- ・体調が悪くなり単身生活が困難で病院とも情報のやりとりをしていたが高齢(認知)の理由で入院につながらなかった。
- ・自傷行為で入院につながったが病状が不安定なまま退院することになり、家族が疲弊する。

<課題>

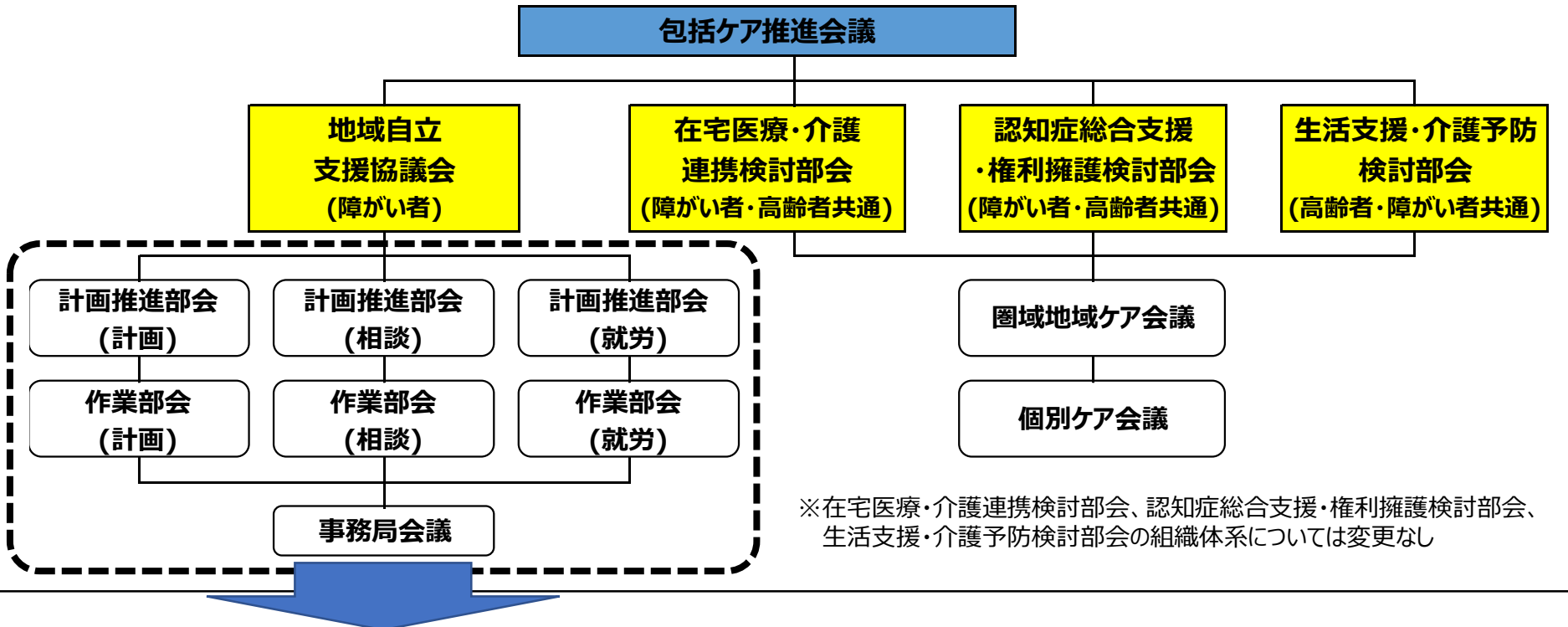
- ・本人や支援者の困り感が医療機関へ伝わりにくい
- ・障がいや認知症等を理由に対処を拒否される
- ・医療機関と支援者等との間で、**本人の支援に関する見立ての相違等が生じている**

<対応策及びスケジュール>

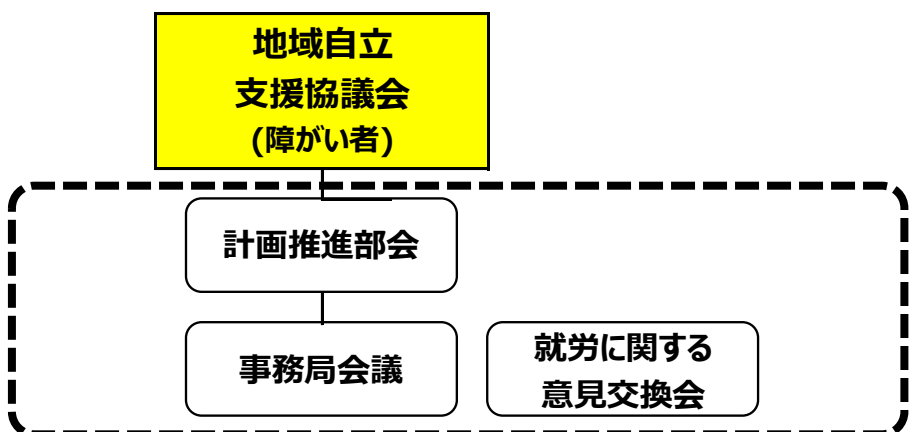
R4.4 ～5月	事務局会議にて 具体の事例の深掘り及び医療機関への改善要望や調査事項を整理
6月	包括ケア総合推進センターを通じ、 医療機関の現状を把握
7月	部会において、 取組方針を検討

4 令和4年4月からの地域自立支援協議会の組織体制について

【令和4年3月までの組織体系】



【令和4年4月からの組織体系】



- ＜変更点＞
- ・計画、相談、就労の**各計画推進部会を一つに統合**する。
 - ・**作業部会を廃止**する。必要に応じて、オブザーバーとしてサービス事業所等を事務局会議に参集し、地域課題の共有及び課題解決のための手法等の検討を行う(従来の作業部会機能)。
 - ・**就労に関する事業所との意見交換の場を設置**する。障がい者就業・生活支援センターハート、就労系サービス事業所等を参集予定